

藤岡市農業委員会

令和7年第9回

定例會議事録

令和7年9月5日招集

令和7年藤岡市農業委員会第9回定例会議事録

令和7年9月5日、藤岡市農業委員会長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第9回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 42号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 43号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 44号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について
報告第 17号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 18号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (10名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	4番 松村 敏恵	5番 清水 淑朗
8番 山口 曜	9番 清水 春樹	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸
13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾		

[出席農地利用最適化推進委員] (6名)

1番 飯塚 敬明	5番 渡邊 義晴	11番 高槻 勝義	14番 堀越 昭彦
15番 宮下 功	17番 柳澤 憲司		

[事務局]

事務局長	横田 道明	事務局次長	真下 和弘
次長補佐兼係長	春山 崇	係長代理	宮原 優雅子
係長代理	笠原 諒亮		

(開会13時25分)

事務局次長 定刻前ではございますが、予定されている皆様がお揃いですので、ただ今から令和7年 第9回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長が本日欠席のため山口職務代理より挨拶をお願いいたします。

(職務代理挨拶)

事務局次長

有り難うございました。それでは、山口職務代理に議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、ただ今より、令和7年第9回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員10名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。5番清水淑郎委員、9番清水春樹委員の両名にお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第43号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時29分)

(再開13時59分)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は下栗須のOさんが、農業経営の規模拡大を図るため、下栗須の農地1筆、面積605m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は金井のNさんが、新たに農業経営を開始するため、金井の農地2筆、面積1,357m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第42号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第42号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長　　挙手全員でありますので、議案第42号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長　　特に意見もないようですので、採決します。議案第42号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長　　挙手全員でありますので、議案第42号整理番号2番は許可と決定します。次に、議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長　報告いたします。議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号3番の1件です。整理番号3番は小林のIさんが、農業経営の規模拡大を図るため、小林の農地1筆、面積426m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長　　議案第42号整理番号3番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長　　特に意見もないようですので、採決します。議案第42号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長　　挙手全員でありますので、議案第42号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、議案第43号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長　報告いたします。議案第43号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、浄法寺のUさんが、浄法寺の農地を一般住宅用地（敷地増）として転用するもので、農地3筆、面積は735m²、農地区分は第一種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 43 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 43 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 44 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 44 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 4 番の 4 件です。整理番号 1 番は市外の法人が、上戸塚の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,580 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は下栗須の M さんが、下栗須の農地を贈与にて取得し、農家住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 805 m²、農地区分は第一種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は市外の S さんが、森の農地を使用貸借にて取得し、農業用資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,611 m²、農地区分は第一種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は中栗須の I さんが、森の農地を使用貸借にて取得し、農業用資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 2,022 m²、農地区分は第一種農地として判断されますが不許可の例外に該当します。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 44 整理番号 1 番から 4 番について 1 班の班長さんより報告がありましたら、整理番号 1 番について何かご意見ありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 44 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 44 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 44 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 44 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 44 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 44 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 44 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 44 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、議案第 44 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 44 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 5 番から 9 番の 5 件です。整理番号 5 番は、下栗須の S さんが、小林の農地を使用貸借にて取得し、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 498 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、市内の法人が、上大塚の農地を賃貸借にて取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 224 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、藤岡市が、牛田の農地を売買にて取

得し、牛田廃寺跡保全用地として転用するもので、農地1筆、面積1,603m²、農地区分は第一種農地と判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、藤岡のKさんが、緑埜の農地を使用貸借にて取得し、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地1筆、面積495m²、農地区分は第一種農地と判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断されますが、譲受人の所有農地において一部問題がある為、その是正を求めて、条件付き許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市外のFさんが、緑埜の農地を使用貸借にて取得し、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地1筆、面積330m²、農地区分は第一種農地と判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第44号整理番号5番から9番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号5番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第44号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員ですので、議案第44号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第44号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員ですので、議案第44号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第44号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長　　挙手全員でありますので、議案第 44 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 44 号整理番号 8 番について、条件付き許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長　　挙手全員でありますので、議案第 44 号整理番号 8 番は条件付き許可と決定します。次に整理番号 9 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 44 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長　　挙手全員でありますので、議案第 44 号整理番号 9 番は許可と決定します。続きまして、議案第 45 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局　　はい、ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 45 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。7 ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は 22 件です。10 ページの計画につきましては、認定農業者が地域計画区域内の農地を中間管理機構を通じて売買する計画で対象地は 1 件です。以上で、議案第 45 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長　　ただ今、議案第 45 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 45 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進

計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これをお可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 45 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。続いて、報告第 17 号・18 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。報告第 17 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5 条が 6 件ございます。詳細については 12 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 18 号ですが、議案書 13 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、4 条の許可証明が 1 件、5 条の許可証明が 8 件、耕作証明が 1 件、現況証明が 1 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、報告第 17 号・18 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 9 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 19 分)